

法令用語の基礎知識

元会規制定委員会嘱託弁護士

白井 由里 Shirai Yuri (60期)



今回は法令用語の基礎知識についてご説明します。

法令用語は、会規等の制定以外にも、契約書や裁判所提出書面の作成等日頃の弁護士業務に役立つこともあるかと思っておりますので、是非、知識のブラッシュアップにお役立てください。

1 基本的法令用語

(1) 「及び」「並びに」「又は」「若しくは」

「及び」と「並びに」は、二つ又は二つ以上の文言をつなぐための併合的接続詞で、レベルが異なる場合、一番大きいレベルについては「並びに」を用い、それ以外は「及び」を用います。

例えば、同じレベルの文言をつなぐ場合、「A及びB」、「A、B及びC」となり、レベルが異なるDをつなぐ場合は、「A、B及びC並びにD」というように用います。

「又は」、「若しくは」は、いずれも選択的接続詞で、レベルが同じ場合は「又は」を、レベルが異なる場合は、一番大きいレベルについては「又は」を使い、それ以外は「若しくは」を使います。

例えば、同じレベルの文言は、「A又はB」となり、レベルが異なる場合は、「A若しくはB又はC」というように用います。

(2) 「者」「物」「もの」

「者」は法人や自然人、「物」はそれ以外の有体物を指す場合に用います。

そして、「もの」は、①「者」や「物」にあたらない抽象的なものを指す場合、②人格のないものを指す場合や人格を有するものと人格を有しない

いものが混在している場合、③外国語の関係代名詞に相当する場合があります。

①の用例としては、「犯罪の情状に酌量すべきものがあるとき」（刑法第66条）、②の用例としては、「顧客が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合」（外国為替及び外国貿易法第18条第3項）、③の用例としては、「日本国民たる年齢満十八年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有するもの」（地方自治法第18条）等があります。

(3) 「とき」「時」「場合」

「とき」と「場合」は、いずれも仮定的条件を表す言葉で、いずれを用いるかについては、特に決まった原則はないようです。両者を同時に用いて条件を表す場合は、最初の大きな条件を表すのに「場合」を、次の小さな条件を表すのに「とき」を用います。

これに対して、「時」は時期や時刻といった時点を限定した場合に用います。

(4) 「直ちに」「速やかに」「遅滞なく」

これらは、「遅滞なく」<「速やかに」<「直ちに」の順で時間的即時性が強くなっていきます。

そして、「直ちに」や「遅滞なく」は、規定に反して遅れた場合、義務違反となるのが通例ですが、「速やかに」は訓示的な意味を持つことが多いようです。

(5) 「その他の」「その他」

「その他の」は、その前にある語が「その他の」

の後の語の例示となっていますが、「その他」はその前にある語は「その他」の後の語と並列関係になっています。

例えば、「法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ」（民法第33条第1項）は「この法律（＝民法）」は例示であり、「その他の法律」に含まれますが、「委員補佐は、弁護士その他法律事務に学識経験を有する者のうちから」（公安審査委員会設置法第12条第3項）は「弁護士」と「法律事務に学識経験を有する者」は並列関係となります。

（6）「この限りでない」「妨げない」

「この限りでない」は、ある規定の全部又は一部の内容を排除する場合に用いられ、ただし書とセットで用いられるのが通例です。

また、「妨げない」は、ある法令の規定の適用に疑義がある場合、その適用が排除されるものではないという趣旨で用いられます。

両者とも本文の規定を打ち消すだけの消極的なものであり、積極的な内容を規定する場合は、別の表現が必要となります。

（7）「申し立て」「申立て」

複合語の送り仮名について、公用文では、活用のない語で読み間違えるおそれのないものについては、送り仮名の省略が認められています（平成22年11月30日付内閣訓令第1号「公用文における漢字使用等について」）。

例えば、「申し立てる」と「申立て」、「明け渡す」と「明渡し」、「借り入れる」と「借入れ」、「備え付ける」と「備付け」のように動詞で用いられる場合は送り仮名をつけますが、名詞で用いる場合は前の語の送り仮名を省くことができることが例示されています。ただし、これが適用されない例も多いことに注意が必要です（「言い合い」「行き違い」「書き込み」「繰り返し」「抱き合わせ」「読み合わせ」など）。

（8）「準用」「適用」

「適用」は、規定の内容をそのまま当てはめるものであるのに対し、「準用」は、類似した事象について、規定の内容に必要な修正を加えた上で

用いるものです。「準用」の場合、本来の対象と異なるため、読替規定が置かれることがあります。

（9）数量の規定

「以上」、「以下」、「以前」及び「以後」はいずれも基準点を含む場合に用いられますが、「未満」、「超える」は基準点を含みません。

例えば、「18歳以上」は18歳を含みますが、「18歳未満」は18歳を含まず、17歳までとなります。

（10）期間の規定

民法では、日、週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間が午前0時から始まる場合を除いて、初日不算入とされています（民法第140条）。また、一定時から期間を遡る場合もこの規定が準用されます。

例えば、会社法では、原則として、株主総会の日の2週間前までに株主総会の招集を通知するとされていますが（第299条第1項）、「株主総会の日」が6月30日であれば、前日（6月29日）から2週間を数え、6月16日までが必要な期間となるため、6月15日中に通知をする必要があるということになります。

また、「経過する日」は期間の満了したその日、「経過した日」は期間が満了した翌日を指します。

例えば、「5月1日から1週間を経過した日」は、5月9日となります。

2 番外編

昨今は、例えば、「インターネット」（民法第548条の4第2項等）、「ウェブサイト」、「電子メール」（共に公職選挙法第142条の5第1項）等の通信系の用語、また、規則レベルでは「ハラスメント」（人事院規則10-10等）、「コンプライアンス」（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第7条の2第2項第1号）といった用語が用いられるようになりました。

当委員会においても、法令にない用語や表現については、あくまで規定の趣旨を満たすために過不足のない内容であるか、内容に疑義が生じない文言であるかという点から検討しています。 